

—東日本大震災における動物救護活動の取り組み (Ⅳ)— 福島県獣医師会の東日本大震災並びに福島第一原発事故 における動物救護活動の取り組み

吉田 昭[†] (公益社団法人 福島県獣医師会副会長)



1 はじめに

2011年3月11日の巨大震災発生から間もなく3年が経過しようとしている。長かったようにも思えるが、あっという間の3年間でもあった。

当時を振り返ってみると、恐怖を感じる長く激しい揺れのあと

は、まず停電となり電化に頼る生活様式の脆さを真っ先に経験することとなった。

通信網は途絶え、外部からの情報も得られぬまま2夜を過ごした。

3月13日夜明け前、けたたましいサイレンの音に起こされ窓の外を窺った。眼下には警察の青い大型バスの列に自衛隊の装甲車などが延々と連なっており、上空には自衛隊の大型ヘリコプターが飛び交っていた。

私の居住する県北地区の川俣町は、郡山方面あるいは福島方面からも原町市、浪江町、いわゆる浜通りとを結ぶ主要道路としての国道が交差している地点である。

だが国道とは名ばかりで、狭い上にカーブも多く大型車両にとっては難所とされる道である。一山越えれば直線で50km先には東京電力福島第一、第二原子力発電所が立ち並んでいる。当然ながら、この度の事故のような緊急時を想定し、原子力発電所の立地条件の中には完璧なアクセス道路の整備が不可欠であったことを思う。

3日後に電源が復旧し、初めて地震と津波により崩壊され、流され、大海の藻屑となり消え行く沿岸部の悲惨さをテレビ映像で知った。

さらに福島第一原発1号機建屋で爆発が起き白煙が昇る映像を見ながら、ただならぬ深刻な状況であることを予感させた。

私は産業動物を診る開業獣医師である。

14日朝、酪農家や畜産農家数軒から診療依頼があり診て廻った。ふと、車の燃料ゲージを見て半分以下であ

ることに気付き、最寄りのガソリンスタンドへ走ったが一般車両への供給は拒否された。やむなく警察署へ出向き、事情を説明し説得に努めたが結局叶えられなかった。

3月17日、地震により森永乳業工場の一部損壊と停電が重なり集乳業務が不能となっている中、原発の水素爆発事故を受け、牛乳のモニタリング検査が実施された。

のちに計画的避難区域に指定されることとなった地域の牛乳から極めて低い数値ながらも放射性物質が検出されたことを受け、避難指示区域と計画的避難区域の全地域の酪農が廃業に追いこまれることとなった。

これに止まらず風評被害も相まって、福島県全域の牛乳が翌4月19日までの約1カ月間、出荷停止とされた。

その後出荷停止は解除されたものの、原発の影響により自給飼料は使えず、現在、福島県の酪農家が牛に与える餌の全てが輸入飼料で賄われている。さらに輸入飼料の高騰により酪農家自身も疲弊し危機的状況にある(図1)。

一方畜産農家(和牛)については、国の方針が賠償金支払いを条件に飼い主の同意のもと、原則として殺処分と決定された。同時に放れ牛の自然繁殖と言う新たな問題を抱えながら粛々と進められ、2年を要し概ね終了している。最終的には福島県の酪農業、畜産業は約25%前後の減少となり酪農団体及び畜産団体は困窮している(図2)。

また、原発30km圏内に生活していた本会会員約30名が避難を余儀なくされ県内外に避難し現在に至っている(図3)。

一方、沿岸部、県中、郡山支部を中心に家屋の全壊、半壊にあった会員は約25名ほどに上り、加えて避難指示区域及び計画的避難区域をホームグラウンドとしていた多くの会員が仕事を失うこととなった。このような状況下にありながらも、人命に関わるなど最悪な事態を回避

[†] 連絡責任者：吉田 昭 (公益社団法人 福島県獣医師会)

〒960-8043 福島市中町7番17号 ふくしま中町会館

☎024-522-3921 FAX 024-522-3928

E-mail : fva@joy.ocn.ne.jp



図1 解除いつ―揺れる酪農家 (福島民報より)



図3 原発30kmの線引き



図2 避難区域にたむろする放れ牛

できたことは幸甚であった。

早速、この度の震災に対し全国地方各支部獣医師会等(団体等)より多くのお見舞金が寄せられたことに、紙面を以て心より厚く御礼申し上げる次第である。

2 放射能の見えない恐怖の中でのペットの救出

観測史上最大とも言われるM9.0の激震と大津波が東日本を襲い、沿岸部の街、人、さらには原子力発電所までもが飲み込まれ、12日には原子炉の冷却機能が失われ、1号機建屋で水素爆発が起き、次いで3号機が爆発、2号機でも冷却機能が喪失、4号機でも爆発と、事故は深刻な状況へと拡大していった。

第一原発から半径20km圏内が避難指示区域となり住民の避難に伴いペットを同伴する人、そのまま置き去りにせざるを得ない飼い主など、あるいは津波災害の混乱の中で負傷したり、放浪ペットとなった状況下で行政に保護された犬、猫は合わせて1,002頭に及んだ。

福島県は平成19年に災害時に対応するための動物救

護(ペット)マニュアルを策定していたが、この度の震災には予期しない原子力発電所の事故が重なり、避難者の避難場所も県内外に分散し、立ち入りが規制された被災地は広範囲で無人化となった。

原発から半径20km圏内での災害地に取り残されたペットの救出は立ち入り規制により事実上不可能となった。この地域の動物保護を管轄する福島県相双地区の保健福祉事務所の職員と他県から応援を得た職員は防護服に身をかため、原発から半径30km圏内に放置された被災ペットの保護にあっていたが、保護車両の燃料確保も盡ならず、さらには津波による動物保護管理センターの損壊により保護拠点を失ったことから県内各地の保健福祉事務所の管理センターに分散管理することとなった。併せてホームページ上で保護動物の情報を公開し被災動物の飼い主探しと譲渡促進に努めてきた。

3 発災直後における福島県獣医師会の対応

福島県獣医師会は平成16年に発生した、新潟県中越地震を教訓とし、突発的災害に備えることを目的として、上限を設定し積み立てを実施していた。この度の震災では初期活動の資金源として有効に活用できた。

ア 県内7支部に地域被災ペット救済支援センターを設置し避難所における同伴ペットの健康相談や感染症予防のためのワクチネーション、ノミダニ駆除薬の投与等を実施するとともに、救援物資の供給を行った。

イ また、行政保護が本格的に開始されたことに伴い、保護ペットが増加し、飯野シェルターに収容しきれない事態となったことから、県内動物病院並びに近隣獣医師会(仙台市獣医師会・山形県獣医師



図4 避難所におけるペット収容施設（福島市）



図5 避難所におけるペット収容テント（郡山市）

会・栃木県獣医師会等）の協力を得て一時預かりの依頼とともにホストファミリー、新たな里親探しの協力を得た。

ウ さらに、避難所や借り上げ住宅の同伴ペットは飼育環境の急変やストレス等により、治療を要するペットが急増したことを受け、各動物病院で受診しやすくするため治療費の助成を行うと同時に、飯野シェルターでの収容ペットの健康管理について、本会会員が積極的に取り組んだ。

エ 福島市（大型体育館）（図4）及び郡山市（イベント施設）（図5）には、それぞれ2,000名以上収容の避難所が設置され、同伴ペットも多く管理施設の設置の要望が強く望まれたことから、避難所施設の一部を借り上げ管理施設に改装したり、また避難所の空きスペースにテントを設置し収容施設として利用した。

4 福島県動物救護本部の設置

発災当初は、福島県と福島県獣医師会との連携プレーは必ずしも一体的関係とは言えない状況にあった。

福島県は避難所支援や被災者の被曝スクリーニング業務に迫られる一方、被災ペット対策も緊急課題であったが、限りある職員だけで全てを担うには困難を伴った。これらを踏まえ、当初より獣医師会と綿密に連携し、役割分担しながら業務を推進すべきであった。これは今後の教訓として是非とも活かしていきたい。

過去に経験のない原発の水素爆発という非常事態の発生は、時を置かずして第一原発から半径20km圏内が避難指示区域となり、さらに4月下旬には「警戒区域」へと規制が強化された。このような大混乱の最中にあるにも関わらず、被災ペットの対応等についての非難や心無い誹謗中傷等が殺到し、福島県及び県獣医師会は精神的苦境に加え人的負担に耐えながらの懸命な活動を展開していたのである。

ア 福島県は各保健福祉事務所に犬、猫の保護施設

を併設しているが、この度のような大災害時に対応できるペットの収容管理施設は用意されていなかった。

悪条件の中、保護される被災ペットの急増と体調管理には専門的知識を有する最寄りの動物病院がサポートしながら対応してきた。

イ 4月15日、福島県、県獣医師会、郡山市、いわき市、県動物愛護ボランティア会の5団体をもって組織する「福島県動物救護本部」を設置し救護本部事務局を県庁内に置いた。

5 動物救護本部シェルターの設置等

ア 飯野シェルター運用（平成23年4月27日）

収容される被災ペットの急増が予想されることを踏まえて、福島県は福島市飯野町に空き倉庫を緊急借り上げし収容施設として運用することを決定し、管理室及び事務所機能の整備、担当スタッフの雇用などを行いシェルター運用が開始された。

イ 福島県は警戒区域内の現状調査と実態の把握を兼ね、調査保護を実施し（平成23年4月28日～5月2日）犬27頭、猫2頭を保護している。

ウ 平成23年5月10日より被災住民の一時立ち入りが実施され、これに併せ飼い主からペットの保護依頼を受け、本格的な保護活動が実施された。同時に飼い主の確認やらペットのスクリーニング検査（福島第二原発敷地内に搬送）など、早朝から時には深夜に及ぶこともあり福島県職員及び他県からの派遣職員は疲労困憊を極めた。

エ 飯野シェルターの運営については、管理職員を雇用する必要に迫られる中、当初は運営資金の調達にも事欠き、極めて少人数での出発であったが、管理にあたる職員は皆さん事情を充分理解され懸命に活躍されていた。

ペットの健康管理にあたるチーフ獣医師は本会会員で相双地区からの避難者の一人でもあったが、事



図6 飯野シェルター内の管理状況



三春シェルター外観

務所も手狭で悪条件の中、寒さ暑さに耐えながらの約2年間を感染症の予防、衰弱、疾病治療、避妊、去勢など献身的に動物の健康管理に尽力された。

オ 被災ペットの保護作業には福島県職員のみでは追いつかず、環境省の斡旋により全国の自治体（11都県）の応援を得ながら約5カ月間、被災ペットの保護にあたった（犬371頭、猫535頭）。

飯野シェルターは元来、工場の空き倉庫であったことから収容施設としては動物愛護の観点からは万全とは言えず、平面的なコンクリートの上に収容ゲージを並べただけのもので環境的には劣悪であった。

このような条件下でピーク時には300頭以上が収容管理されていた。

カ 収容能力も限界を超える中で、保護されてくるペットの栄養障害や皮膚病、各種下痢、ストレス等による合併の疾病が蔓延する中、管理獣医師をサポートするため動物病院を開業（獣医師会県北支部臨床部会）する約20名の本会会員の先生方が獣医師会の要請を受けローテーションをとりながら随時健康管理にあたってきた。さらに入院が必要な場合には最寄りの動物病院等で対応してきた（図6）。

キ 三春・第2シェルター運用（平成23年10月）

前述したように、飯野シェルターの環境条件下に於いて、長期化する施設の管理運営と今後増え続けることが予想される保護ペット対策を鑑み、福島県は新たな施設の確保に乗り出した。

幸い三春町舞木に、空き店舗が見つかったことから、収容ペットの生活環境の向上を図るため、個室管理型の施設を目標に立派なシェルターが完成した。当初の計画からは遅れたものの10月に入り運用稼働することになった（図7）。

6 福島県動物救護本部の運営

ア 福島県動物救護本部事務局は、平成24年4月1



犬舎内部



猫舎内部

図7 三春シェルター

日を以て福島県から福島県獣医師会へ移管することになり、県獣医師会会長が救護本部長として指揮をとることとなり、併せて管理運営体制の見直しを行い現在に至り活動継続中である（図8）。

イ 三春シェルターの運用までには原発事故による被災ペットの観点から風評被害も手伝って建設地の選定には紆余曲折もあったが、結果的には現在地は交通の利便さ、環境的な条件、舎内の充実度など大変

シェルターの管理運営体制

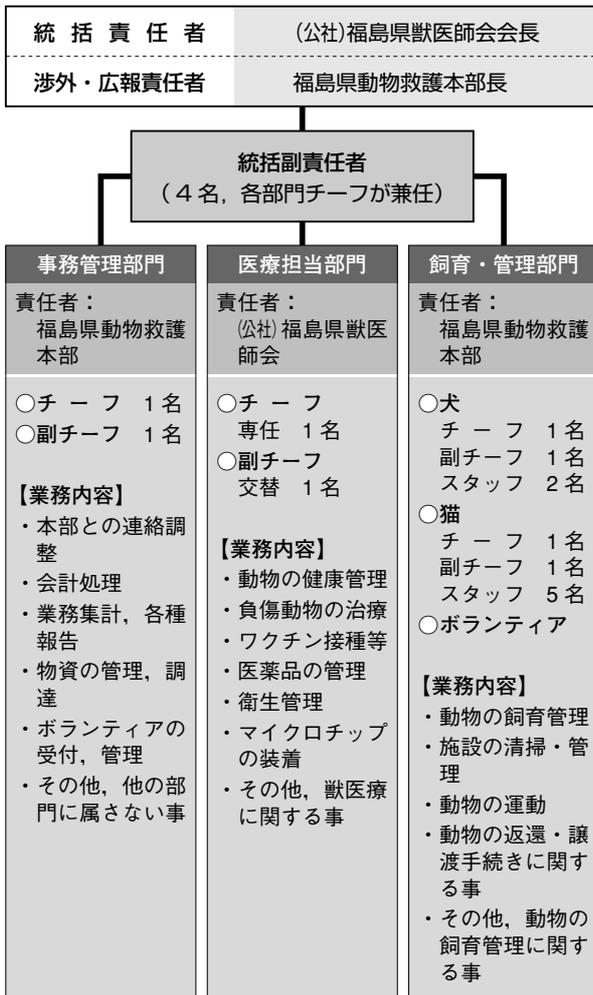


図8 シェルターの組織図

良好な施設となり, 被災ペットに面会にくる飼い主や県内外, あるいは海外からの視察団受け入れに際しても一定の評価を受けながら対応できている。

ウ 平成23年10月に第2シェルター(三春町)が整備され稼働したことを受け, 飼育環境の改善, 管理スタッフの充実など顕著な成果を上げてきたが, 猫舎のスペースが手狭となったことから平成24年8月に同敷地内に環境省が第3シェルターを開設することとなった(犬舎1棟, 猫舎2棟)。これを機に, 9月以降に保護された動物は環境省シェルターに収容し管理している(環境省シェルターの運用は平成26年9月までの予定)。

エ 今後予想される保護ペットの減少傾向と飼い主への返還, 新しい飼い主への譲渡などが進む中, シェルターの組織体制の見直しが求められることとなり飯野シェルターの収束に向け, 平成24年10月に入り順次飯野シェルターから三春へ保護動物の移動をはじめた。

オ 飯野シェルターの収束, 閉鎖

平成24年12月末までに犬, 猫合わせて290頭程が元の飼い主に戻り, また300頭が新たな飼い主に引き取られるなど, 保護管理動物の減少と, 警戒区域内から保護される犬がほとんど皆無となる中, 保護される猫については環境省シェルター(三春)の運用により, 飯野シェルターの負担も軽減したことから, 収束時期を平成25年3月末と定め, 初期の目的を達成し収束, 閉所した。

7 三春シェルターにおける今後の運営について

福島県及び県獣医師会は平成23年3月の発災以来, 環境省, 自然環境センター等を交え被災ペットの保護及び飼育管理業務に係る協議と実践に勤めてきたが, いよいよ4年目を迎えることとなる中, 今後のシェルター運用についても計画的, 段階的に不備の生じないよう関係機関と協議を重ねつつ, 収束へ向けた歩みを加速していきたいと考えている。

ア 今後の活動としては, 平成25年12月まで延べ5回にわたり立ち入り禁止区域内の被災ペットの生息状況調査を実施してきたが, 更なる調査の必要があり, 再度中旬から下旬にかけて, 住民の帰還困難区域内での被災ペットの生息状況調査を実施した結果, 猫については相当数(震災後, 誕生したものが大半)の生息が確認されたため今後も調査を継続していくこととなった(犬については皆無)。

イ 生息が確認されたこれら猫に対する対応については各自治体との協議が必要であり各自治体の考えを取りまとめた上で, 慎重に進めていく所存である。

ウ 平成26年1月現在, 三春シェルター(環境省シェルターを含む)には犬30頭, 猫117頭が飼育管理されている。これらの中には飼い主が判明(犬についてはほぼ判明)しているもの, また, 飼い主のいないもの(猫については大半が飼い主不明)が保護されており, 今後は飼い主の判明している動物については元の飼い主に引き取りを要請し, あるいは所有権放棄などを促し極力頭数削減に努めていきたい。

エ 動物救護本部は発災後早くからホームページ等により逐次保護動物の情報提供や譲渡への呼びかけを行ってきたが, 収束に向けさらなる情報提供を加速していきたい。

同時に日本獣医師会にも協力を仰ぎ, 全国地方獣医師会や動物愛護団体等への協力要請にも繋げていきたい。

8 収束後の三春シェルターの恒久的利用について

この度の巨大震災と原子力発電所の甚大な事故に直面

し、緊急時対応可能な施設を持たない福島県は、被災動物の収容管理上の行き詰まりによる大混乱を経験した。結果として他県に依存せざるを得なかった。

ア 福島県は県内7カ所の各保健福祉事務所に動物収容施設は整備されてはいるものの、緊急時に充分収容できる施設の確保整備には至っていなかった。このことから将来は、緊急時に対応可能な施設の獲得、整備が不可欠であることを認識したところである。

イ 現在運用中の三春シェルターについては、環境面や衛生管理上の条件など、多面的に充実度の高い施設との評価を得ている。

ウ 当初の計画ではシェルターの役割が終了した時点で取り壊し、原状復帰を条件に賃貸契約を締結し、多額の投資により設備整備してきた。

今後取り壊しに係る工事にも高額な資金が必要であることも鑑み、将来的に恒久的利用を考えることこそ得策である。

9 中核都市としての、いわき市動物救護の対応

いわき市は南北に長い沿岸部と広大な面積を持つ中核都市である。それだけに沿岸部では津波による災害も甚大であったと同時に、福島第一原子力発電所とも比較的近距离にあることから北部地域からの避難者も多く、いわき市保健所は外部被曝のスクリーニング会場となり、人命優先の状況下では被災動物の救護活動には迅速な対応がとれず困難を極めた。

ア いわき市はまず、避難所に同伴している犬、猫に対し支援助物資として寄せられたペットフード等の提供を行った（避難者が100名を超える大規模避難所11カ所を対象とした）。

イ いわき市、福島県獣医師会いわき支部及び動物愛護団体等による協議の上「いわき市動物救護本部」を設置した（4月下旬）。

ウ 被災ペットを保護収容するため「いわき市ペット保護センター」を設置し、ゲージと飼育管理場所の提供を行い供用開始した（5月中旬）。

エ 放浪動物及び負傷動物の救護活動は一般市民への危害防止と動物愛護の観点から積極的な捕獲を実施した（3～12月の9カ月間、犬266頭、猫29頭）。

オ 負傷動物の治療及び感染症防護のためのワクチネーション、また通常の健康管理、外傷治療、避妊、

去勢手術などは定期的にボランティアとして福島県獣医師会いわき支部所属の臨床獣医師が担当することとした。

カ いわき市は被災地であるにもかかわらず、福島原発周辺自治体から24,000人程が避難している状況からペットの収容依頼頭数も多い中、所有権放棄も少なく飼い主への返還、譲渡も進まず、被災後3年が経過する現在に至っても「ペット保護センター」の終息時期については見通しが立たない現状にある。

10 おわりに

この度の福島第一原子力発電所の事故をきっかけとして、世界中に原発をめぐる大きな議論が巻き起こっている。一方、事故から4年目を迎える今、世間一般では過去の物語のように風化も進んでいる中、福島県民は今尚大きな犠牲を強いられている。

原発が立地する浜通り地方のいくつかの自治体を中心に、事故直後は10万人以上の住民が避難指示を受けて県内外に避難した。さらに隣接する浪江町、南相馬市、飯館村、私の住む川俣町の一部地域が計画的避難区域とされ住民全員が故里を離れ、帰れる見通しのないまま今尚、不自由な生活を強いられている（現在、14万人程の方々が避難を余儀なくされている）。

水素爆発後、相馬市の酪農家が牛乳の出荷停止を受けた直後、自殺すると言う出来事があった。

農業に限らず漁業、観光業の壊滅、風評被害も手伝ってあらゆる産業にも被害が及んだ。

「放射能がうつる」と言った知識を欠いた、福島県民への差別もあり、福島県ナンバーの車が首都圏のガソリンスタンドで利用を拒否された話も聞いた。人間、兎角このようなものかも知れないが、福島県民の本当の闘いはこれからである。

どうか今後とも温かいご支援のほどお願い申し上げます。次第です。

最後となりましたが、福島県及び福島県獣医師会、福島県動物救護本部はそれぞれにホームページを立ち上げ、義援金の募集をして参りましたが、これまで全国の方々から義援金はもとより、物心両面において多大なるご支援をいただきました。

心より厚く御礼申し上げます、ご報告と致します。